

金沢市景観計画変更（案）及び金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例の一部改正の概要

1 景観計画変更の趣旨について

日本海海岸部の美しい自然景観や金沢港周辺における港特有の景観は、金沢の歴史や景観を語る上で欠かせない存在です。これまで、金沢港周辺における土地利用の方向性については、検討段階であったことから、金沢市景観計画における景観誘導については、景観計画区域（その他の区域）として位置づけられていきました。一方で、これらの景観の重要性と土地利用の方向性に合わせた段階的な景観誘導の必要性については、上位計画である金沢市景観総合計画にうたわれています。

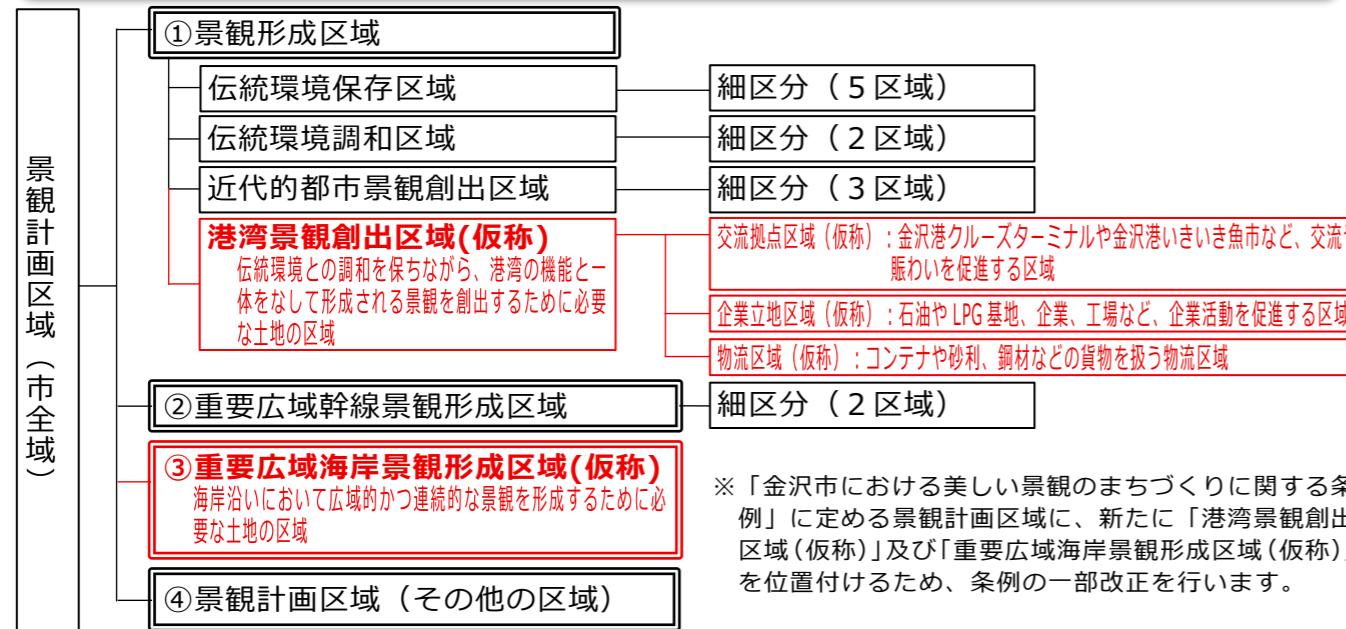
今回の変更の趣旨は、金沢港クルーズターミナルや大水深岸壁などの整備による港湾機能の強化、大型クルーズ船の寄港増加などによる新たにぎわい空間の創出などの社会情勢の変化とともに、金沢港周辺における土地利用等について、石川県の「金沢港将来ビジョン」（令和 5 年度策定）や「金沢港港湾計画」（令和 6 年度改訂）によって将来的な方向性が示されたことから、日本海海岸部及び金沢港周辺における景観の魅力を後世につなぐために、各地の景観特性に合った適切な景観誘導を図ることを目的とします。

金沢港
周辺日本海
海岸部

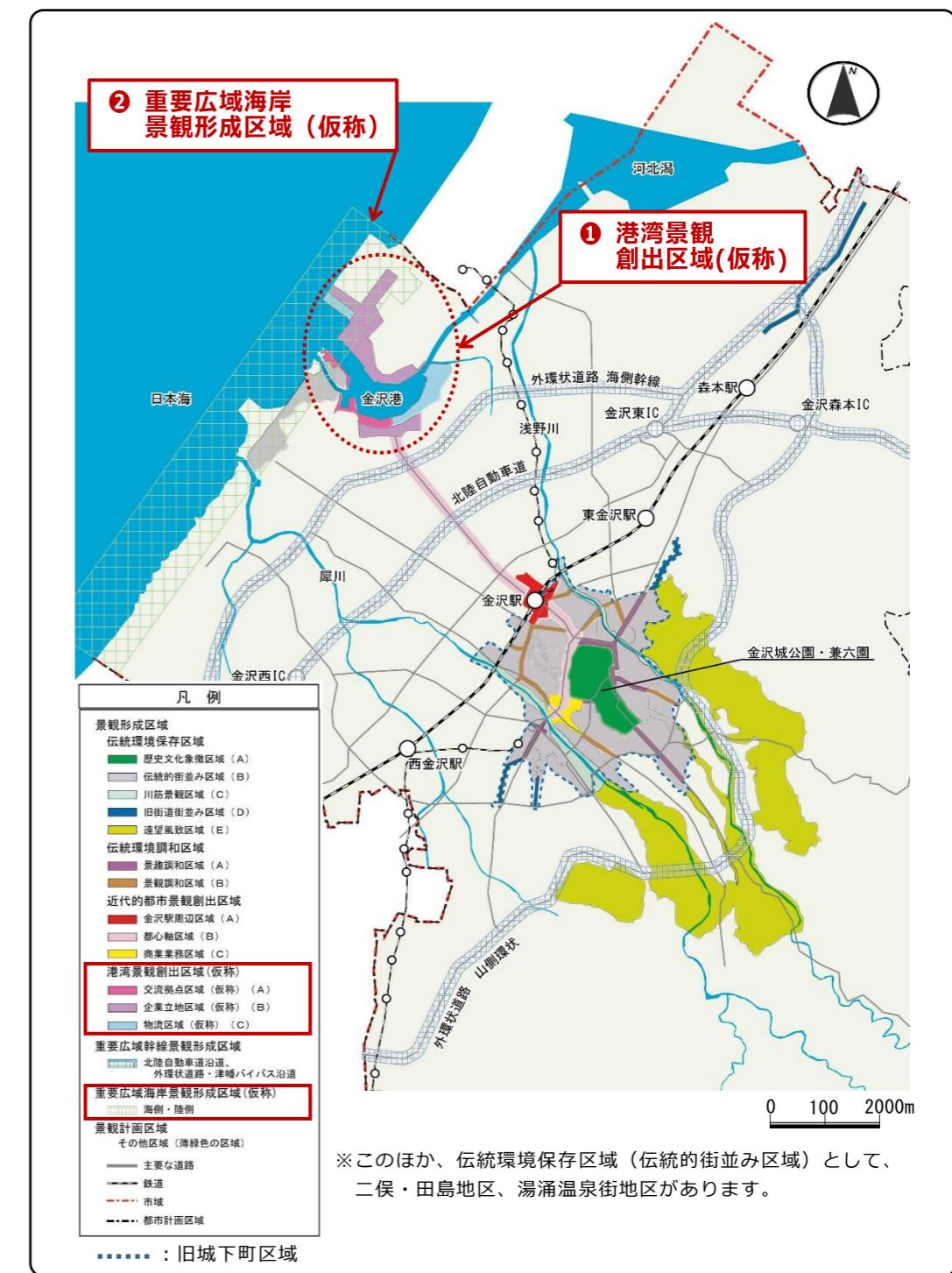
2 景観計画変更の内容について

1) 景観計画区域に新たな区域を位置付けることについて

- ① 景観形成区域に『港湾景観創出区域（仮称）』を追加
- ② 隣接する市町とつながる広域景観として『重要広域海岸景観形成区域（仮称）』を追加



本市における美しい景観のまちづくりを推進するため、景観計画区域（市全域）において、特に、景観法を活用して重点的に取り組む“景観形成区域”として、「伝統環境保存区域」、「伝統環境調和区域」、「近代的都市景観創出区域」があります。また、隣接する市町とつながる広域幹線沿道で景観上重要な区域として“重要広域幹線景観形成区域”があります。今回、新たに、景観形成区域として「港湾景観創出区域（仮称）」を追加するとともに、隣接する市町とつながる広域海岸景観の区域として「重要広域海岸景観形成区域（仮称）」の追加を行います。



2) 追加する新たな区域を指定する範囲について

① 港湾景観創出区域（仮称）<区域追加>

【現在】景観計画区域（その他の区域）➡【変更案】港湾景観創出区域（仮称）

（交流拠点区域（仮称）、企業立地区域（仮称）、物流区域（仮称））

【区域】



大浜ふ頭西端周辺



石油ふ頭



上屋・橋梁



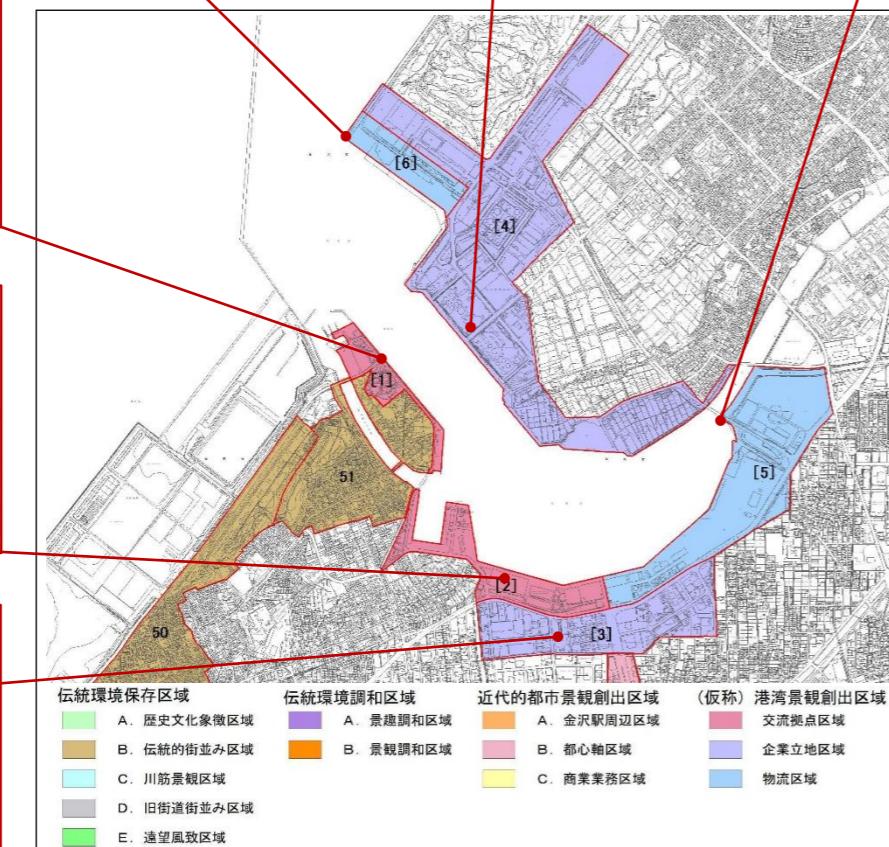
大野ふ頭周辺



水産ふ頭（無量寺ふ頭）



港四丁目地区（仮称）



【図】景観形成区域（港湾景観創出区域（仮称）周辺）

拠点となる金沢港周辺について、以下の視点から、個別の土地利用に応じたきめ細やかな景観誘導

が求められることから、新たに港湾景観創出区域（仮称）に指定します。

- ・「いしかわ景観総合計画」における景観形成重要エリアとの整合
- ・「金沢市景観総合計画」における段階的な景観誘導の実現
- ・クルーズターミナルをはじめとする港湾機能の強化によるさらなる土地利用
- ・臨港地区の分区指定によるエリアごとの土地利用誘導

② 重要広域海岸景観形成区域（仮称）<区域追加>

【現在】景観計画区域（その他の区域）➡【変更案】重要広域海岸景観形成区域（仮称）

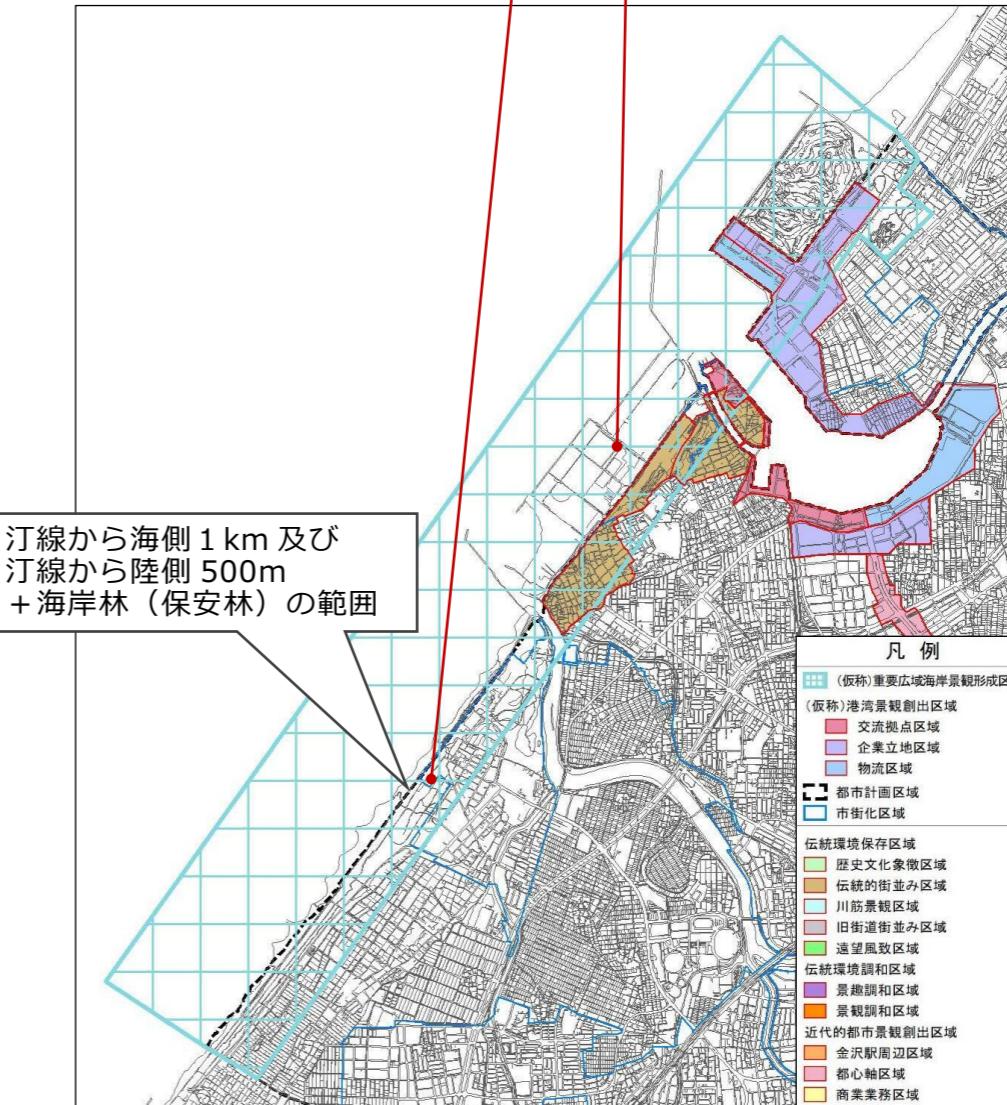
【区域】



海岸・海岸林



金石大野埋立用地



【図】景観形成区域（重要広域海岸景観形成区域（仮称）周辺）

隣接する市町と連続する日本海岸部の景観について、以下の視点から広域的な視点での景観誘導が

求められることから、新たに重要広域海岸景観形成区域（仮称）に指定します。

- ・「いしかわ景観総合計画」における景観形成重要エリアとの整合
- ・「金沢市景観総合計画」における段階的な景観誘導の実現

2-2) - 参考資料

いしかわ景観総合計画における金沢港周辺、日本海海岸部の位置づけ

関連計画【いしかわ景観総合計画】

景観形成重要エリア「加賀海岸エリア」



拡大図



【参考】石川県景観計画

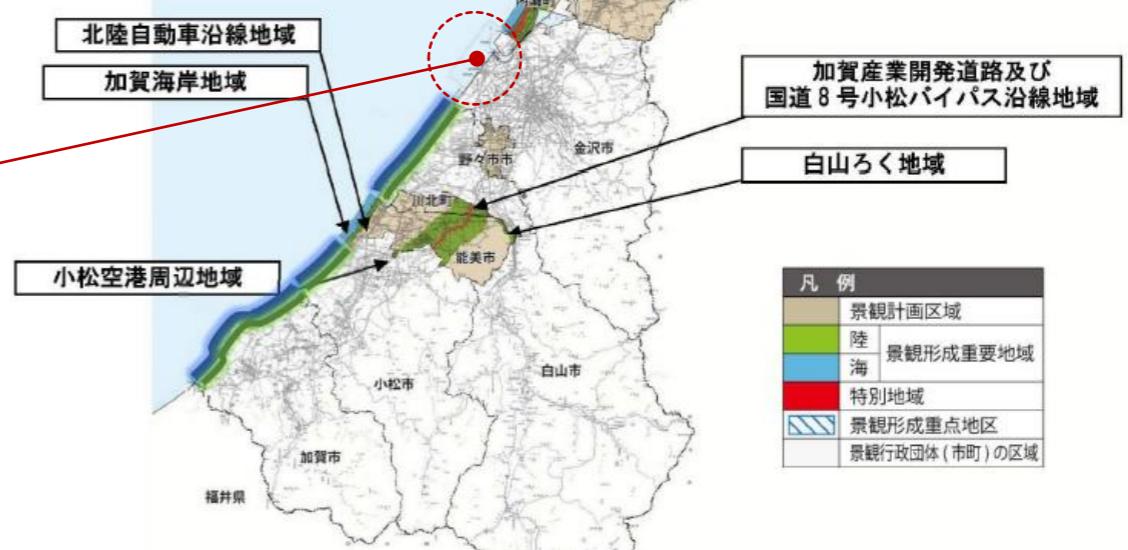
(景観行政団体となっている区域は各市の景観計画による)



海岸の陸側 500m・海側 1km を「景観形成重要エリア」と位置づけ

⇒ 県土全体の景観形成について、市町を超えた広域的な景観づくりを推進

本市の金沢港周辺、日本海海岸部において、
海岸部特有の良好な開放的景観や土地利用特性を踏まえ、
適切な景観誘導を図ることが求められる



3) 港湾景観創出区域（仮称）について

① 交流拠点区域（仮称）における景観形成方針

細区分	景観形成方針		
周辺の伝統的な街並みや、港の水と緑ある空間との調和に配慮しながら、海の玄関口にふさわしい優美で賑わいを感じられる景観形成を図ります。			
交流拠点 区域 (仮称)			
	金沢港クルーズターミナル	金沢港いきいき魚市	大野お台場公園

④ 港湾景観創出区域（仮称）における景観形成基準（抜粋）

区域	基 準
<建築物> (配置・規模)	
・海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の街並みと調和した配置とする。	
(形態意匠)	
・奇抜なものではなく、海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。	
-色彩-	
・外壁は、開放的な港の空間の背景となる海や空などの自然な色合いにじむよう、中明度以上、低彩度の落ち着いた色彩とする。	
・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくならないようにする。	
・屋根の色彩は、中明度以上、低彩度の色調とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。	
(線・用水等)	
(交流拠点区域（仮称）のみ)	
・海の玄関口としての賑わいや憩い、快適な歩行者空間の創出に寄与する緑化空間やオープンスペースの創出に配慮する。	
(企業立地区域（仮称）のみ)	
・敷地内の公共空間側での緑化空間の創出に配慮する。	
(物流区域（仮称）のみ)	
・海の玄関口としての機能と景観との調和を図るため、緑化空間の確保や上屋等により周辺道路からの見え方に配慮する。	
<工作物>	
(形態意匠)	
・大きな壁面を有する工作物の色彩は、開放的な港の空間の背景となる海や空などの自然な色合いにじむよう、中明度以上、低彩度の落ち着いた色彩とする。	

② 企業立地区域（仮称）における景観形成方針

細区分	景観形成方針		
都心軸の近代的な都市景観や五郎島の農業景観との調和に配慮しながら、工業地として、海の玄関口にふさわしい活力ある産業を活かした景観形成を図ります。			
企業立地 区域 (仮称)			
	石油ふ頭	五郎島ふ頭	50m 道路

③ 物流区域（仮称）における景観形成方針

細区分	景観形成方針		
物流に関する港湾施設の見え方に配慮しながら、海の玄関口にふさわしい港らしさを活かした躍動感を感じられる景観形成を図ります。			
物流区域 (仮称)			
	工場（大浜ふ頭）	御供田ふ頭	御供田ふ頭

⑤ 期待される効果

- ・金沢港周辺は、区域によって土地利用が異なり、それが区域ごとの特徴的な景観を生み出しています。港湾景観創出区域に指定することで、事業者や設計者が各区域の景観特性等を把握した上で、景観形成基準に適合した計画を立てることができます、金沢港らしい魅力ある港湾景観を創出することにつながります。
- ・建築物や工作物の外壁の色彩について、一定のルールを設けることで、現在の落ち着いた港湾らしい景観を維持することができます。

【建築物】及び【工作物】

開放的な港の空間の背景となる海や空などの自然な色合いにじむよう、中明度以上、低彩度の落ち着いた色彩

2-3) - 参考資料

区域名		交流拠点区域		企業立地区域		物流区域	
地区名		大野町地区	水産・無量寺ふ頭地区	湊四丁目地区	石油・五郎島ふ頭地区	戸水・御供田ふ頭地区	大浜ふ頭地区
景観形成方針 (抜粋)	基本方針	周辺の水と緑豊かな自然環境との調和に配慮しながら、大野地区の落ち着いた伝統的な街並み景観の連續性を保全・継承など	クルーズ船が寄港する金沢港クルーズターミナルを有する地区として、海上や対岸からの見え方に配慮しながら、活力と魅力ある産業景観を形成など	製造業関連企業が集積する工業地として、周辺の住環境や自然環境との調和に配慮しながら、活力と魅力ある産業景観を形成など	石油・LPG基地やエネルギー関連企業が立地する工業地として、周辺の住環境や農地との調和に配慮しながら、活力を感じる産業景観を形成など	金沢港における内国貿易関連の物流拠点として、周辺の自然環境との調和に配慮しながら、港らしい躍動感を感じる産業景観を形成など	金沢港における外国貿易関連の物流拠点として、周辺の自然環境との調和に配慮しながら、港らしい躍動感を感じる産業景観を形成など
	景観特性	・日本海や金沢港への眺望、日本海に沈む夕日 ・緑豊かな大野お台場公園 ・大野からくり記念館など	・金沢港への眺望 ・金沢港クルーズターミナル ・金沢港いきいき魚市 ・かなざわ総合市場など	・製造業関連企業が立地した景観 ・緑豊かな港公園や戸水公園など	・日本海や金沢港への眺望 ・タンクが建ち並ぶ石油・LPG基地の景観など	・金沢港への眺望 ・セメントサイロが建ち並ぶ景観 ・ガントリークレーンなど	・日本海や金沢港への眺望 ・ふ頭に停泊する勇壮なコンテナ船や優美なクルーズ船の景観など
	背景となる景観・地区内からの眺望など	・こまちなみ保存区域の街並み、醤油蔵 ・砂丘の防風林 ・大野川に停泊する漁船やボートなど	・対岸の石油ふ頭に並ぶ石油タンク、LPGタンク ・対岸の五郎島の緑など	・金沢港クルーズターミナル ・戸水ふ頭のセメントサイロ群 ・金沢駅へと続く緑豊かな軸線など	・大野町、水産ふ頭から無量寺ふ頭方面への眺望 ・戸水・御供田ふ頭のセメントサイロ群やガントリークレーンなど	・対岸の五郎島の緑 ・金沢港周辺の工業専用地域の街並み景観など	・石油ふ頭に並ぶ石油タンク、LPGタンク ・対岸の金石・大野やすらぎの森や大野お台場公園の緑など
景観形成基準 (抜粋)	配置	<ul style="list-style-type: none"> 良好な沿道景観の形成に配慮し、できるかぎり壁面の位置を後退させ、歩道と一体となったゆとりある空間の創出に努める。 海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の街並みと調和した配置とするなど 					
		<ul style="list-style-type: none"> 文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 隣接する伝統的な街並みからの見え方に配慮した配置とする。 					
	建築物	<ul style="list-style-type: none"> 奇抜なものではなく、海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする 外壁は、開放的な港の空間の背景となる海や空などの自然な色合いになじむよう、中明度以上、低彩度の落ち着いた色彩とする 外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくならないようにする 屋根の色彩は、中明度以上、低彩度の色調とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとするなど 					
		緑	<ul style="list-style-type: none"> 海の玄関口としての賑わいや憩い、快適な歩行者空間の創出に寄与する緑化空間やオープンスペースの創出に配慮するなど 		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の公共空間側での緑化空間の創出に配慮するなど 		<ul style="list-style-type: none"> 海の玄関口としての機能と景観との調和を図るため、緑化空間の確保や上屋等により周辺道路からの見え方に配慮するなど
	工作物	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の街並みと調和した形態意匠（色彩含む）とし、奇抜なものとしない 大きな壁面を有する工作物の色彩は、開放的な港の空間の背景となる海や空などの自然な色合いになじむよう、中明度以上、低彩度の落ち着いた色彩とするなど 				

4) 重要広域海岸景観形成区域（仮称）について

① 景観形成方針

区分	景観形成方針
海側・陸側	<p>海岸部特有の土地利用と多様な自然景観とが共存する良好な海岸景観の形成を図ります。</p>  

② 重要広域海岸景観形成区域（仮称）における景観形成基準（抜粋）

区域	基 準
重要海岸景観形成区域（仮称）	<p>(配置・規模)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸景観の背景となる海岸線、海岸林への眺望を広範囲にさえぎらないようとする。 <p>(形態意匠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮したものとし、奇抜なものとはしない。 <p>(色彩)</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺の自然環境や背景となる景観との調和に配慮した色彩とする。 外壁は、明度 8.5 以下とし、彩度が高いものとならないようとする。 屋根は、彩度を抑えた落ち着いた色調とする。 <p>(緑・用水等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ゆとりと潤いある空間を創出するため、できるかぎり敷地内の緑化に努める。

※伝統環境保存区域や港湾景観創出区域（仮称）の範囲と重なる区域においては、伝統環境保存区域や港湾景観創出区域（仮称）の景観形成方針や景観形成基準が優先して適用されます。

③ 期待される効果

- 日本海沿岸は、隣接する白山市（松任）と内灘町のみならず、石川県土全体として広域的に連続する海岸景観が連なります。重要広域海岸景観形成区域（仮称）に指定することで、すでに石川県景観計画と白山市景観計画で重要景観形成エリアとして指定されている海岸線について広域的に良好な景観を形成することが可能となります。
- 建築物の外壁の色彩について、一定のルールを設けることで、現在の美しい海岸景観との調和を図ることができます。

【建築物】明度 8.5 以下の落ち着いた色彩

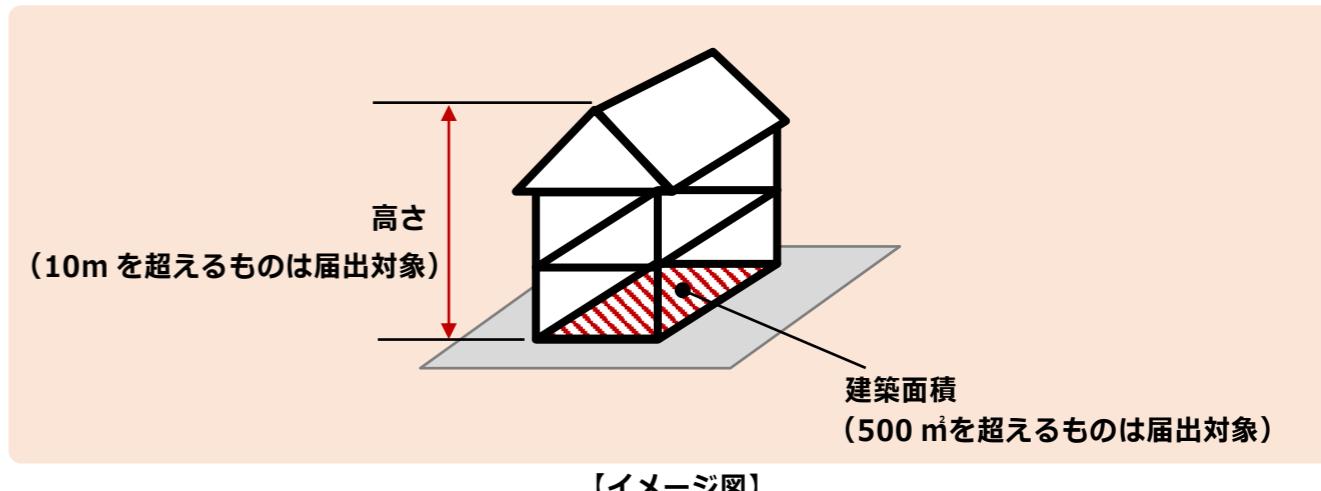
5) 追加する新たな区域で届出が必要となる対象行為について

次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ届出等が必要となります。

【表】届出が必要な行為

行為の種類	届出等対象規模		
	景観計画区域		
	重要広域幹線景観形成区域 重要広域海岸景観形成区域	景観形成区域	伝統環境保存区域 伝統環境調和区域 近代的都市景観創出区域
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 【建築物の建築等】	高さが 10m を超えるもの 又は 市街化区域内における土地面積が 3,000 m ² 以上のもの 市街化区域外における土地面積が 1,500 m ² 以上のもの 市街化区域外における土地面積が 1,500 m ² 以上のもの	高さが 10m を超えるもの 又は 建築面積が 500 m ² を超えるもの 又は 市街化区域内における土地面積が 3,000 m ² 以上のもの 市街化区域外における土地面積が 1,500 m ² 以上のもの 市街化区域外における土地面積が 1,500 m ² 以上のもの	すべて
太陽光発電設備等を使用または設置する建築物にあっては、高さ 10m を超える建築物に設置するもの又はモジュール面積（太陽電池モジュール又は集熱器の面積で、市長が定める基準により算定した面積）の合計が 50 m ² を超えるもの			
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 【工作物の建設等】	高さが 10m を超えるもの 屋根面に設置されるもので高さが 1.5m を超えるもの ただし、太陽光発電設備等にあっては、高さ 10m を超える建築物に設置するもの又はモジュール面積の合計が 50 m ² を超えるもの		
開発行為（都市計画法第 4 条第 12 項に規定するもの）	市街化区域内における土地面積が 3,000 m ² 以上のもの 市街化区域外における土地面積が 1,500 m ² 以上のもの		
土地の開墾その他の土地の形質の変更（開発行為除く）			
木竹の伐採又は物件の堆積			

※景観計画区域のうち、「景観形成区域」、「重要広域幹線景観形成区域」及び「重要広域海岸景観形成区域」を除く区域



6) 色彩基準（禁止色、推奨色）の一部変更について

本市における美しい景観のまちづくりを推進するため、景観計画区域において、良好な景観形成を図るための基準を定めています。

今回、港湾景観創出区域（仮称）の景観創出区域追加に際して、色彩基準（禁止色※1）、色彩誘導（推奨色※2）について、適用除外対象の変更を行います。

① 色彩基準（禁止色）の変更

【変更案】

→ 色彩基準（禁止色）の適用除外について、基準に追加します。

- 金沢港湾内施設においては、港湾機能から必要となる禁止色の使用については、この限りではない。

② 色彩誘導（推奨色）の変更

【変更案】

→ 色彩誘導（推奨色）の適用除外について、基準に追加します。

- 推奨色を適用する区域 … 景観形成区域

※伝統環境保存区域の「E 遠望風致区域（7地区すべて）」、近代的都市景観創出区域の「A 金沢駅周辺区域（駅西地区、広岡3丁目地区）」、「B 都心軸区域（北陸自動車道～金沢港地区、金沢駅～北陸自動車道地区）」、港湾景観創出区域の「A 交流拠点区域（仮称）（2地区すべて）」、「B 企業立地区域（仮称）（2地区すべて）」、「C 物流区域（仮称）（2地区すべて）」を除きます。

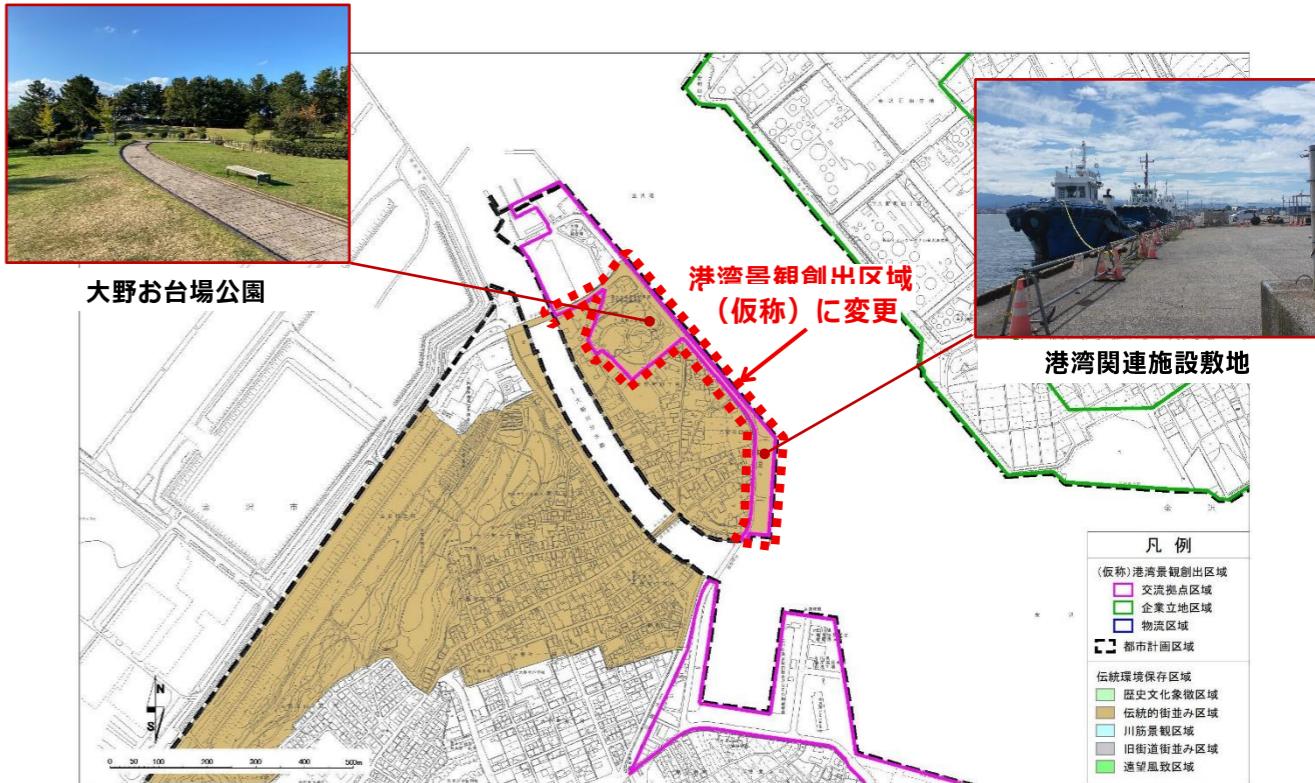
※1 禁止色：景観計画では、「建築物の屋根・外壁や工作物の基調色」として使用することを禁止する色を定めています。

※2 推奨色：景観計画では、金沢の伝統的な街並みとして「地」となる色彩である木色（もくじき）をベースとした色彩の範囲を示し、「外壁の基調色」としての採用を推奨しています。

7) 伝統環境保存区域から港湾景観創出区域（仮称）に変更となる区域について

現在、伝統環境保存区域・伝統的街並み区域・大野町地区の一部である大野お台場公園及び港湾関連施設敷地については、金沢港らしい景観形成に寄与する土地として、金沢港港湾計画による臨港地区的区域に合わせ、港湾景観創出区域・交流拠点区域に変更します。

① 伝統環境保存区域から港湾景観創出区域（仮称）に変更となる区域 <区域変更>



【図】伝統環境保存区域から港湾景観創出区域に変更となる区域

② 変更することによる効果

・公園や港湾施設などの公共施設であることから、今後も景観的に大きな変化がある場所ではないものの、大野お台場公園はその名称にあるように、緑豊かな港湾景観を演出してくれる存在として、港湾景観創出区域にアクセントを与えてくれます。

3 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例の一部改正について

1) 改正する理由

金沢港周辺及び日本海海岸部に相応しい景観誘導を図るために、景観計画が定める区域に「港湾景観創出区域（仮称）」及び「重要広域海岸景観形成区域（仮称）」を追加します。

2) 改正の内容

- 区域内に「港湾景観創出区域（仮称）」及び「重要広域海岸景観形成区域（仮称）」を追加
- 施行期日 規則で定める日

2 – 6) – 参考資料

金沢市景観計画における色彩基準について

●禁止色（基準）

「建築物の屋根・外壁や工作物の基調色」として禁止する色は、次に示す通りです。

<別表> 【禁止色】

① R（赤）、YR（黄赤）系の色相で、彩度が6を超えるもの。
② Y（黄）系の色相で、彩度が4を超えるもの。
③ ①・②以外の色相で、彩度が2を超えるもの。
④ 蛍光色
<p>(補足説明)</p> <ul style="list-style-type: none">・伝統素材や自然素材で着色していないもの（経年変化による色彩の変化が生じるもの等）は除く。・上記以外の色彩については、すべて認められる色彩というものではなく、素材や表面の質感、光沢の有無、使用する部位・面積等によって総合的に判断される。・アクセント色の使用にあたっては、当該部位、面積や行為予定の当該地における区域において、景観上支障がないと判断される場合（遠景からの景観配慮も含む）、各1方向の見付け面積の2割までの範囲を上限とする。
<p>追加・金沢港港湾内施設においては、港湾機能から必要となる禁止色の使用については、この限りではない。</p>



【想定する具体的な例】・石油基地における貯水タンク・ガントリークレーン

●推奨色

金沢の伝統的な街並みとして「地」となる色彩は、木色（もくじき）です。木色をベースとする望ましい色彩の範囲（推奨色）は次に示す通りです。

色 相	5 YR	7. 5 YR	10 YR	2. 5 YR
明 度	4以上～6以下		4以上～7以下	
彩 度		2以上～4以下		

推奨色を適用する区域 … 景観形成区域

※伝統環境保存区域の「E 遠望風致区域（7地区すべて）」、近代的都市景観創出区域の「A 金沢駅周辺区域（駅西地区、広岡3丁目地区）」、「B 都心軸区域（北陸自動車道～金沢港地区、金沢駅～北陸自動車道地区）」、**追加**港湾景観創出区域の「A交流拠点区域（仮称）（2地区すべて）」、「B 企業立地区域（仮称）（2地区すべて）」、「C 物流区域（仮称）（2地区すべて）」を除きます。

※また、斜面緑地保全区域と重なる区域は、(2)で示す別表「色彩誘導表」に基づくものとします。